

**新型コロナウイルス対応緊急支援助成
事業計画（実行団体）**

事業名(主)	公的支援を利用できない外国人の相談・居住・医療支援事業
事業名(副)	
※任意	

実行団体名	一般社団法人反貧困ネットワーク
資金分配団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域	分野
✓ 1) 経済的困窮などで、居住貧困に陥っている外国人の居住支援	✓ ①住まいを失った外国人のシェルター事業
	✓ ②住まい喪失の可能性のある外国人の家賃保障事業
	✓ ③住まいを失った外国人の緊急宿泊費
✓ 2) 経済的困窮などで、生活に困っている外国人の生活・医療支援	✓ ④公的保険が適用されない外国人の医療支援
	✓ ⑤生活支援・就学支援・食料支援
✓ 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	✓ ⑥居場所（寄り場）支援
	✓ ⑦相談事業（他団体との連携）

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	外国人の経済困窮の原因として、不安定な在留資格のために就労ができない、または公的な生活保証に関するサービスが受けられないなどの事情があり、緊急支援で一時保護した後の経済的自立に繋がりにくい。このような脆弱な状況に置かれた外国人の状況を可視化し、日本社会で受け入れられる様に行政と地域社会の双方の理解と支援を得る必要がある。
------------------------	---

SDGsとの関連

ゴール
1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
10. 人や国の不平等をなくそう
16. 平和と公正をすべての人に

実施時期	2021年5月 ~ 2022年2月	事業対象地域	全国 特定地域団 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など首都圏)	事業対象者： (事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む)	経済的に困窮し、安定した居住先を持たず貧困に陥っている外国人	事業対象者人数	400人
------	-------------------	--------	--	---------------------------------------	--------------------------------	---------	------

I. 団体の社会的役割

(1)申請団体の目的
一般社団法人反貧困ネットワークは協同互助の精神に基づき、貧困問題を社会的・政治的に解決することを目的に、生活困窮者に対する各種支援活動を行い、社会的なセーフティネットを充実させるための事業を行う。事業実施に際して、貧困格差に取り組み各種の団体とのネットワークを活用して活動を行っている。
(2)申請団体の概要・事業内容等
新型コロナウイルス感染症の拡大で多くの人々が困窮し状況の長期化が想定された2020年3月24日に「新型コロナ災害緊急アクション」を貧困格差に取り組み市民団体、NPO、労働組合に広く呼びかけ設立、反貧困ネットワークが呼びかけた「反貧困緊急ささえあい基金」を緊急アクションに参画する42団体で共同利用し、仕事や住まいを失った人々、日常生活が困難に陥った人々、日本国籍を持たない人々への支援を行った。

II. 事業の背景・社会課題

新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題
コロナ禍により在留外国人の脆弱性が浮き彫りになった。仮放免者など住民登録のない人々が特別定額給付金の対象外になったことも契機だ。仮放免者は、有効な在留資格がなく、入国管理施設に収容されたものの一時的に解放されている者をいう。入管施設の収容所は感染リスクが高いため、2020年4月以降、入管が仮放免を認めるケースが相次いだ。しかし仮放免後は原則、就労が禁止され、また住民登録もできないため公的な福祉制度は利用できない。そのため仮放免者は、家族・親族、コミュニティ、支援団体、宗教施設などに頼って生活をするようになる。だが、コロナ禍のなかで、それまで頼ってきた家族やコミュニティのメンバーも失業したり生活が立ちいかなくなっている例が少なくない。また教会もミサがなく献金が集まらなくなり、彼らの生活を支えることが難しくなっていた。もともと過酷な生活を送ってきた仮放免者はより追い込まれた状況に直面した。ガスや電気が止められ、食料もままならない、家賃が払えず追い出しの危機にあっているなどの声が寄せられた。加えて仮放免者は、数年にのぼる収容生活のなかで、健康状態に問題を抱えている人も多い。しかし、健康保険が使えないため診療を抑制し、さらに体調が悪化するという悪循環も生じた。「医・食・住」という生きるために不可欠なものが脅かされている状況である。「反貧困緊急ささえあい基金」の給付支援の合計5,800万円で3,900万円、約67%弱が日本に暮らす外国人への給付であった。うち半数以上が公的支援も受けることができない就労も許可されない在留資格の保持者と仮放免者であり、全ての生活を支援者に頼らざるをえない事が明らかになった。仮放免、短期滞在の外国人は公的保険に加入することができない。自己負担で医療を受ける場合、10割負担でも高額だが、30割や40割負担を請求される場合も少なくない。最後の命綱が無料低額診療になる。しかし、無料低額診療は、実施する医療機関の裁量によるため、受診を拒否される外国人もいる。実施する民間の医療機関には支えきれない。相談会に来た外国人の相談の多くは健康問題だった。国籍・在留資格にかかわらず医療サービスを受けられる仕組みが求められている。

III. 事業内容

(1)事業の概要
・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県などの首都圏に住む外国人を中心として、貧困により住まいを失いかけている脆弱な人々が緊急の家賃補助を受けたり、宿泊施設の利用料金の補助を受けたり、保護シェルター「ささえあいハウス」に入居することで一時的に住まいを得る。緊急に必要な衣食住の必要を満たすだけでなく、厳しい生活環境の中で先の生活に展望が持てる様に、地域社会で貧困者や外国人支援に取り組んでいる団体と連携して彼らの活動の中に入れてもらうことで居場所を得ることを目標とする。これらの活動を通して2021年5月～2022年2月の10カ月の事業期間の間に400名の支援を行う。
入力数 ## 字
(2)事業実施後（1年後）以降に目標とする状態
・緊急対応により、コロナ禍のもとで困窮状態に置かれ衣食住の基本的な必要が満たされていない外国人400名前後を支援して住まいや食料などの物資支援を行うだけに留まらず、精神的にも安定を得て地域社会の一員としての自己肯定感を持てる様に、居場所づくりに取り組む。在留外国人の置かれている状況を可視化し支援を得られる様に日本社会の中で発信して行く。

(3)今回の事業実施で達成される状態 (アウトプット)	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
①首都圏に住む外国人のうち、貧困により住まいを失う/失いかけている脆弱な人々が緊急の家賃補助を受けたり、宿泊施設の利用料金の補助を受けたり、保護シェルター「ささえあいハウス」に入居することで一時的に住まいを得る。	相談会やSOSで助けを求めた外国人が宿泊補助、家賃補助を受けたり保護シェルターに入居することができる。	保護シェルターの入居実績や宿泊補助、家賃補助の実績実績によりカウントする。	①保護シェルター「ささえあいハウス」の入居者のべ40名。 ②家賃補助の実績20人。 ③宿泊補助の実績10人	①～③とも 2021年5月以降順次実施し、目標数は2022年2月までの実績で達成
②公的保険が適用されない外国人が医療相談を受ける機会を得て支援を受け、無料低額医療制度を適用する医療機関で診察と治療を受ける機会を得る。その際の医療費の一部につき補助を得て経済的負担が軽減される。	医療相談会やSOSで助けを求めた外国人が診察を受け、治療を受ける機会を得る。	医療相談会の記録、および医療機関への紹介の記録でカウントする。	医療相談会等で診察を受け、紹介した医療機関で診察と治療を受ける者50名。	医療相談を2021年5月以降順次実施し、目標数は2022年2月までの実績で達成
③貧困により生計を保つのが困難な外国人が生活費や子どもの教育費、食料の調達に部分的な補助を受けることで経済的負担が軽減される。	相談会やSOSで助けを求めた外国人が必要な支援物資を受け取るかまたは補助を受けることができる。	相談会の記録、およびSOSの対応記録から実績としてカウントする。	相談会やSOS対応で支援を受け、生活支援物資や子どもの教育に必要な物資、食料等を受け取る者延べ30名。	生活相談を2021年5月以降隔月に1回の割合を目標に随時実施し、目標数は2022年2月までの実績で達成
④貧困により生計を保つのが困難な外国人が他の外国人や地域の日本人と共同作業を行ったり、交流を持つ場に行くことができる。	相談会やSOSで助けを求めた外国人に居場所として提携団体が運営する「居場所」「寄り場所」を紹介することでこれらの場所で行われる活動に参加することができる。	相談会の記録、およびSOSの対応記録から紹介先を実績としてカウントする。	相談会やSOS対応で支援を受け、居場所、寄り場に行くことができた者、延べ50名。	2021年5月以降相談会を実施後に他団体とも連携して寄り場の活動参加につなげる。目標数は2022年2月までの実績で達成
⑤貧困により生計を保つのが困難な外国人の状況を把握し、支援につなげる機会とするために生活相談会、医療相談会を開催して、支援を必要とする対象者にアクセスすることができる。	相談会に参加した外国人に必要な支援を提供することができる。	相談会の記録から参加者数を実績としてカウントする。	事業期間中に4回開催予定の相談会の参加者の合計、延べ200名。	相談会を2021年5月以降隔月に1回の割合を目標に随時実施し、目標数は2022年2月までの実績で達成

(4)活動	時期
①住まいを失った外国人のシェルター事業 首都圏に住む外国人のうち、貧困により住まいを失った特に脆弱な人々の相談に応じ、緊急な住居確保のために保護シェルター「ささえあいハウス」に入居できる様にする。	2021年5月～2022年2月
②住まい喪失の可能性のある外国人の家賃保障事業 首都圏に住む外国人のうち、貧困により住まいを失いかけている脆弱な人々の相談に応じ、家賃支払いの猶予を家主と交渉し、どうしても必要な場合には家賃補助を行う。	2021年5月～2022年2月
③住まいを失った外国人の緊急宿泊費 首都圏に住む外国人のうち、貧困により住まいを失った脆弱な人々が路上生活を回避して保護できる様に、緊急に宿泊施設の利用料金の補助を実施する。	2021年5月～2022年2月
④公的保険が適用されない外国人の医療支援 公的保険が適用されない外国人が医療相談を受けて支援を行い、無料低額医療制度を適用する医療機関で診察と治療を受ける機会を提供する。その際の医療費の一部につき支援を行う。	2021年5月～2022年2月
⑤生活支援・食料支援 貧困により生計を保つのが困難な外国人の相談を受け、生活費や子どもの教育費、食料の調達に部分的な補助を提供し、経済的負担を軽減する。	2021年5月～2022年2月
⑥居場所（寄り場）支援 貧困により生計を保つのが困難な外国人に対して他団体と連携の上、他の外国人や地域の日本人と共同作業を行ったり、交流を持つ場を提供しているところを紹介し、参加してもらおう。	2021年5月～2022年2月
⑦相談会事業（他団体との連携） 貧困により生計を保つのが困難な外国人の状況を把握し、支援につなげる機会とするために生活相談会、医療相談会を専門性を持つ他団体と共催する。事業期間中4回（5～6月、8月、10月、12月）開催し、夏の暑い盛りや年末年始で住居確保が困難な時期にニーズに合わせて必要な支援に繋げられる様にする。	2021年5月～2022年2月

(5)事業実施により期待される成果と助成終了後の計画
本事業実施により、緊急に支援を必要とする外国人の必要を満たす成果が期待される。一方で外国人の経済的な困窮の原因として、不安定な在留資格のために就労ができない、または公的な生活保証に関するサービスが受けられないなどの事情があり、緊急支援で一時保護した後の経済的自立に繋がりにくい。このため、支援活動を通してこのような脆弱な状況に置かれた外国人の状況を可視化し、メディアを通すなどして積極的に発信してゆく。また、地域の他団体と協力して民間での支援ネットワークを強化して、これらの外国人の生活を中長期的に渡って支える体制づくりを行う。本申請事業以外にも日本人を含む貧困者を対象とした支援事業を自己資金や他の助成金申請、クラウドファンディングなどの方法で資金調達をしながら実施して行く予定につき、これらの活動で得た資金や他団体との協力関係なども助成終了後の外国人を対象にした事業実施計画の立案と実施に際して生かしていく。

IV.事業実施体制

(1)事業実施体制と各職員の役割	事務局長(瀬戸大作)のリーダーシップのもと、業務執行理事7名の組織体制で団体の全体の事業実施を担う。主に専従2名(企画・広報担当の佐々木、および外国人支援チームの原。いずれも業務執行理事を兼務)とパートの会計スタッフ1名が事務局として本事業の実施に携わり、他のボランティアスタッフや提携団体の協力を得て事業を実施する。専従者はいずれも関連分野で5年以上の事業実施経験を持つ。
(2)他団体との連携体制	事業実施に際して、貧困格差に取り組む各種の団体とのネットワークを活用して活動を行う。反貧困ネットワークは貧困・格差に取り組む諸団体からの個人と当事者から構成されるネットワークであり、協働したネットワーク活動と連帯事業は事務局長を中心として事務局で業務執行を担う専従スタッフ2名やこの2名を含む7名の業務執行理事により執り行う。
(3)想定されるリスクと管理体制	新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大により、活動のための現場訪問や支援対象者との接触に制限が加えられる恐れがあるが、問題の長期化と深刻化はさらなる支援ニーズが高まることを意味する。団体として基本的な感染防止対策(マスクの着用や手指消毒、手洗いの励行)などのほか、状況を見て報告や情報共有にはテレワークを推進して、感染リスクの低減を図る。

V.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
コロナウイルス感染症に係る事業			
①本申請事業について、コロナウイルス感染症に係る助成金や寄付等を受け活動を実施している(予定も含む)	有	無	有の場合 その詳細
②本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない	無	※有の場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携の実績			
<p>反貧困ネットワークが「コロナ災害緊急アクション」の活動として支援金を募り立ち上げた「反貧困緊急ささえあい基金」から、新型コロナ感染症の影響で困窮する人々を対象に2020年度に給付した支援金の合計5,800万円で3,900万円、約67%弱が日本に暮らす外国人への給付という実績がある。また、これと平行して反貧困ネットワークの構成団体でもあるNPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」が助成金や一般寄付を集めて2020年5月から9月までの期間に「新型コロナ移民・難民緊急支援基金」を実施し、合計1,645人に対し49,794,564円の給付を実施した。この給付を通して得た外国人の困窮状況は2020年10月31日に発行された報告書にまとめられ発表されている。</p>			